

独立行政法人日本学生支援機構  
平成27年規程第32号  
最近改正 令和4年規程第4号

兵庫国際交流会館規程を次のように定める。

平成27年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構  
理事長 遠藤勝裕

## 兵庫国際交流会館規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）第36条第1号の規定に基づき、機構が設置する兵庫国際交流会館（以下「会館」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (会館)

第2条 この規程において、「会館」とは、宿舎及び一時利用施設をいう。

#### (会館の目的)

第3条 会館は、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生及び研究者（以下「学生等」という。）に対して生活及び居住の場を提供することによりその勉学その他学生生活及び研究活動を支援するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生等との交流を促進することを目的とする。

### 第2章 宿舎

#### (宿舎の提供方式)

第4条 学生等に対する宿舎の運営は、次に掲げる方式によるものとする。

(1) 配分方式 大学（大学院を含む。以下同じ。）又は研究所等（以下「大学等」という。）への意向調査を基にあらかじめ大学等に居室を配分し、配分された居室数に応じて大学等から推薦を受けた学生等に対し機構が居室を貸し出す方式をいう。

(2) 推薦方式 大学等から推薦を受けた学生等に対し機構が前号の方式により配分された居室以外の居室を貸し出す方式をいう。

#### (配分方式及び推薦方式)

第5条 配分方式及び推薦方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### (入居資格)

第6条 会館に入居することができる者は、会館から通学又は通勤が可能で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下この条において「入管法」という。）別表第1の4の表の留学の在留資格を有し、かつ、我が国の大大学、短期大学、高等専門学校（ただし、第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校の専門課程に所属する優秀な外国人留学生（大学院正規課程への入学の準備期間として在籍する研究生及び大学の留学生別科に在籍する者を含む。以下同じ。）又はこれに準ずるものと兵庫国際交流会館館長（以下「館長」という。）が認めた者
- (2) 日本国籍又は入管法別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下この条において「入管特例法」という。）に定める特別永住者の在留資格を有する者のうち、我が国の大大学に所属する優秀な学生
- (3) 入管法別表第1の1の表の教授、2の表の高度専門職1号イ、高度専門職2号（同号イに掲げる活動に従事するものに限る。）、研究又は3の表の文化活動の在留資格を有し、我が国の大大学等に所属する優秀な外国人研究者で、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者（大学等の常勤職員を除く。）
- (4) 日本国籍又は入管法別表第2の永住者若しくは入管特例法に定める特別永住者の在留資格を有する者のうち、我が国の大大学等に所属する優秀な研究者で、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者（大学等の常勤職員を除く。）
- (5) 館長が会館の管理・運営上、特に必要と認めた者

（入居期間）

第7条 会館に入居できる期間は、修業年限の終期までの期間（第6条第3号及び第4号に規定する資格により入居する者は入居時の資格に対する国内の大大学等から推薦を認められた期間）又は入居から3年までの期間（過去に会館に入居していた者については、その入居期間を含めるものとする。）のうちいずれか短い期間とする。ただし、館長が第15条の規定により入居期間延長を許可した場合は、この限りでない。

2 第6条第3号及び第4号に規定する資格により入居する者の入居期間が3年を経過する時は、再入居の申請ができるものとし、当該入居申請により会館に入居できる期間は、入居時の資格に対する国内の大大学等から推薦を認められた期間又は入居から3年までの期間（過去に会館に入居していた者については、その入居期間を含めて入居から6年までの期間）のうちいずれか短い期間とする。

（入居申請）

第8条 会館に入居を希望する者（以下「入居申請者」という。）は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

（入居許可）

第9条 館長は、入居申請者から前条に規定する入居申請があった場合、選考の上、入居を許可する。

2 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、別に定める入居のために必要な書類を館長に提出するものとする。

#### (入館費及び館費)

第10条 入居者から徴収する入館費及び館費は、別表1のとおりとする。

2 月の途中において入居又は退去する場合の当該月の館費は、館費の月額を30で除して得た額に、その月の居住日数（入居日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とする。

3 館費は、入居者が外泊、旅行又は帰省等により在館しない期間についても徴収する。

4 徴収した入館費は、原則として返還しない。

#### (入居許可の取消し)

第11条 館長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合、入居の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入居しないとき。

(2) 入居申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

(3) 健康上共同生活に適さないと館長が判断したとき。

#### (入居者の遵守事項等)

第12条 館長は、会館内の安全、秩序、風紀及び環境衛生の維持・保全に努めるとともに、入居者に次の各号の事項を遵守させるものとする。

(1) 入居許可時に定められた居室（設備・備品等を含む。本条及び第17条において同じ。以下「居室」という。）に他人（同居を許可された者を除く。以下本条において同じ。）を宿泊させないこと。

(2) 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと。

(3) 居室及び会館の共用施設（設備・備品等を含む。）を、常に良好な状態で使用し、館長の許可なく、その目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。

(4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと。

(5) その他施設の保全上館長の定めに従うこと。

2 館長は、前項各号に掲げる事項その他入居者が遵守すべき事項について入居の規則等を定め、第9条に規定する入居許可の際、入居者に周知し、遵守の徹底を図るものとする。

#### (届出及び損害賠償)

第13条 入居者は、会館の建物及びその付帯設備を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を館長に届け出なければならない。

2 入居者は、故意又は重大な過失により、前項に規定する損害を生じさせた場合、その損害を賠償するものとする。

#### (退去)

第14条 入居者は、入居期間が満了したときは、速やかに会館から退去するものとする。

2 入居者は、第6条に規定する入居資格を失った場合、1週間以内に会館から退去するものとする。ただし、同条第3号及び第4号に規定する資格により入居した者が博士の学位取得後8年に達する場合については、この限りではない。

(入居期間延長)

第15条 館長は、前条第1項の規定に該当する者から入居期間延長の希望がある場合は、入居期間が3年を超えない範囲で、必要と認める期間の入居期間延長を許可することができるものとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、入居期間が3年を超える必要な期間の延長を認めることができる。

2 入居期間延長を希望する者は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

3 館長は、前項の申請を審査の上、当該入居者に入居期間延長を許可する。

(退去処分)

第16条 館長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合、会館からの退去を命ずることができる。

- (1) 入居後、2か月経過しても入館費を納入しないとき。
- (2) 館費を3か月以上滞納したとき。
- (3) 第12条第1項各号の規定に違反する行為をしたとき。
- (4) 第13条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
- (5) 居室を他人に転貸したとき。
- (6) 無断で第三者を宿泊させたとき。
- (7) 会館内の共同生活の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (8) 会館内の風紀を著しく乱す行為をしたとき。
- (9) 病気その他保健衛生上の事由により、会館での共同生活に適さないと認められるとき。
- (10) その他法令に違反した場合等、館長が退去させる必要があると判断したとき。

2 前項の規定により退去を命じられた者は、当該処分の日から1週間以内に退去するものとする。

(退去手続)

第17条 入居者は、第14条若しくはその他の事由により会館から退去しようとする場合又は前条により退去処分を受けた場合、別に定める関係書類により、退去前に、館長に届け出るものとする。

2 入居者は、会館の退去に当たって、館長に居室の引渡しを行うとともに、館費等を精算するものとする。

3 館長は、入居者の退去前に、館長の指定する者に、居室の点検を行わせるものとする。

4 前項の点検の結果、居室に、故意又は重大な過失による損害があったと認められる場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(居室への立入り)

第18条 館長は、必要に応じ、館長の指定する者に、入居者又は宿泊者の居室への立入りを許可することができる。

(レジデント・アシスタント)

第19条 会館においては、居住する外国人留学生及び外国人研究者の相談に応じ、生

活上の指導、助言を行うためのレジデント・アシスタント制度を実施する。

2 レジデント・アシスタント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 一時利用施設

#### (一時利用施設)

第20条 会館の入居者は次に掲げる一時利用施設を利用することができる。

区分	一時利用施設名
ア	学習室、トレーニング室、音楽室、美術室
イ	多目的ホール、研修室1・2・3、和室

#### (利用日及び利用時間)

第21条 一時利用施設の利用が可能な日は、毎年、12月29日から1月3日までの期間を除いた日とする。

- 2 一時利用施設の利用が可能な時間は、午前9時から午後10時までの間とする。
- 3 館長が必要と認めたときは、前2項に規定する利用日及び利用時間を変更することができる。

#### (連続利用の制限)

第22条 第20条のイに掲げる一時利用施設の連続利用期間は、10日間までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りではない。

#### (利用申込み及び利用承認)

第23条 入居者は、第20条のアに掲げる一時利用施設を自由に利用することができる。

- 2 入居者は、第20条のイに掲げる一時利用施設の利用を希望する場合、原則として、利用希望日の前日までに、別に定める関係書類により、館長に申込みをし、利用の承認を受けるものとする。

#### (部外者の利用)

第24条 館長は、入居者以外の外国人留学生グループ又は外部団体等（以下「部外者」という。）に対して、第20条のイに掲げる一時利用施設（和室を除く。）の利用を承認することができる。

- 2 部外者は、前項に規定する一時利用施設の利用を希望する場合、原則として、利用希望日の3日前（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く。）までに、別に定める関係書類により、館長に申込みをし、その承認を受けるものとする。
- 3 館長は、部外者に一時利用施設の利用を承認するに当たって、会館の管理・運営上必要と認めたときは、別途、利用の条件を付すことができる。

#### (利用者の遵守事項等)

第25条 一時利用施設について、第23条第1項の規定により利用することができる者並びに同条第2項及び前条第2項の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の目的に従って誠実に利用すること。
- (2) 必要に応じて隨時連絡がとれるように、連絡先を明らかにしておくこと。

- (3) 一時利用施設の利用期間中（準備・撤去作業を含む。）に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者にかかる事故についても、全て利用者が責任を負うこと。
- (4) 館長の承認なく、利用の権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (5) 館長の承認なく、一時利用施設を改造してはならないこと。

2 館長は、前項各号に掲げる事項その他利用者が遵守すべき事項について、利用の規則等を定め、利用者に周知の上、遵守の徹底を図るものとする。

#### (一時利用施設利用料)

第26条 第24条の規定による利用者は、一時利用施設を利用する際、別表2及び別表3に掲げる一時利用施設及び付帯設備利用料（以下「利用料」という。）を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、館長が指定する留学生ボランティア団体が入館者を主たる対象として活動を行うときは、その利用料を免除することができる。
- 3 その他、館長が特に必要と認めるときは、利用料を割増し、減額し、又は、免除することができる。
- 4 館長は、指定の期日までに、利用料の全部又は一部を前納させることができる。

#### (利用の変更)

第27条 利用者は、利用の承認を受けた後、自己の都合により、利用する期日・時間又は一時利用施設を変更したり、利用を取り消したりする場合、速やかに、館長に届け出るものとする。また、利用者が、利用の承認を受けた内容を変更しようとする場合、新たに館長の承認を受けるものとする。

- 2 第24条の規定による利用者が、前項後段に規定する新たな利用承認にともない、利用料に追加が生じた場合、館長の指定する日までに、追加料金を納入するものとする。

#### (利用の不承認)

第28条 館長は、利用の申込みをする者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用の承認を行わない。

- (1) 一時利用施設の設置目的を逸脱するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 一時利用施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
- (4) 一時利用施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治的又は宗教的な団体、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体及びその関係者並びに事業内容が明確でない団体が、主催、共催、後援又は協賛をする行事に利用するとき。また、これら団体の利益になると認められるとき。
- (6) その他一時利用施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

#### (利用承認の取消し等)

第29条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対する利用の承認を

取り消し、制限し、又は、停止させることができる。

- (1) 前条各号に該当すると認められるとき。
- (2) 第26条第4項に規定する利用料が、特別の理由がなく所定の期日までに支払われていないとき。
- (3) 一時利用施設利用申込み時に提出した書類に虚偽の記載があったとき、又は、承認した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
- (4) 利用承認を受けた一時利用施設以外の場所で、作業又は催事行為を行うとき。
- (5) 災害その他の不可抗力によって、一時利用施設の利用ができないとき。
- (6) 一時利用施設の利用に当たって、館長が定める規則を遵守しないとき。
- (7) 管理の都合上、やむを得ない事由が発生したとき。

(利用料の還付)

第30条 既に納入された利用料の還付は行わない。ただし、館長は、前条第5号により利用の承認を取り消した場合、その全額又は一部を利用者に還付するものとする。

2 前項の規定により利用料の還付を受けようとする利用者は、別に定める関係書類により、館長に申請するものとする。

(現状回復の義務)

第31条 利用者は、利用を終了したとき又は第29条に規定する利用承認の取消し等の適用を受けたときは、利用した一時利用施設を原状に回復しなければならない。

(賠償)

第32条 利用者は、一時利用施設に損害を与えた場合、館長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額又は免除することができる。

#### 第4章 国際交流事業

第33条 会館においては、第3条の目的を達成するため、国際交流事業を実施する。

2 国際交流事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 受託者による管理

(受託者による管理)

第34条 理事長は、兵庫国際交流会館管理・運営等業務について競争入札を実施し、兵庫国際交流会館管理・運営等業務委託契約に基づく受託者（以下単に「受託者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 入居者管理業務
- (2) 一時利用施設貸出業務
- (3) 料金徴収代行業務
- (4) 委託部分に係る管理・運営業務
- (5) 催事の企画

2 理事長が受託者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合については、第6条、第7条第1項、第8条、第9条、第11条、第12条（同条第2項の入居の規則等の定め

に関する部分を除く。), 第13条, 第15条（同条第1項のただし書を除く。), 第16条（同条第1項第10号を除く。）から第18条まで, 第21条から第24条まで, 第25条第2項（利用の規則等の定めに関する部分を除く。), 第26条第4項, 第27条, 第28条, 第29条（第6号を除く。）及び第30条並びに兵庫国際交流会館のレジデント・アシスタント制度の実施に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第12号）第5条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（第7条第1項並びに第15条第2項及び第3項を除く。）中「館長」とあるのは「受託者」と、第7条第1項中「館長が第15条の規定により」とあるのは「受託者が第15条第1項本文の規定により、又は館長が同項ただし書の規定により」と、第15条第2項及び第3項中「館長」とあるのは「受託者（入居期間が3年を超える期間の延長については館長）」と読み替えるものとする。

## 第6章 雜則

### （雑則）

第35条 この規程に定めるもののほか、会館に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規程は、平成27年9月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この規程の適用の日前に、国際交流会館管理運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第30号）の定めるところにより会館に現に入居している者については、この規程により入居を許可されたものとみなす。
- 3 この規程の適用の日前に、国際交流会館施設の一時利用に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第7号）の定めるところにより施行の日以後に会館の一時利用施設及び付帯設備を予約した者については、この規程により利用を承認されたものとみなす。

### 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第10号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第29号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

### 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第13号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第13号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第33号）

#### （施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 受託者に改正後の第34条第1項各号に掲げる業務を行わせる場合においては、当

該業務を行わせる日前に改正前の規定により館長がした承認その他の行為又は館長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の規定により受託者がした承認その他の行為又は受託者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第9号）

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第9号）

この規程は、令和3年4月28日から施行し、改正後の別表2及び別表3の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（入館費及び館費）

区分	入館費	館費（月額）
単身棟	35,000円	35,000円
夫婦棟	70,000円	35,000円

別表2（一時利用施設利用料）

施設の名称	面積(m <sup>2</sup> )	定員(人)	1時間当たりの利用料（円、税込）	
			一般料金	割引料金
多目的ホール	357	300	5,170	2,585
研修室1	92	80	1,540	770
研修室2・3	34	20	550	275

## 備考：

- 「一般料金」は、外部の団体等が入居者のためでなく、自己のために活動を行う場合に適用し、「割引料金」は、外部の団体等が入居者以外の外国人留学生のために活動を行う場合及び入居者以外の外国人留学生が活動を行う場合に適用する。以下、別表3においても同じ。
- 部外者が一時利用施設の利用に当たって、1,000円以上の入場料その他これに類する料金を徴収する場合、利用料は一般料金の1.5倍とする。

別表3（付帯設備利用料）

付帯設備の名称（設置施設）	利 用 料（円、税込）	
	一般料金	割引料金
AVコントロール（多目的ホール）	技術者等への依頼料金実費とする。	
ピアノ（多目的ホール）	3,190 / 1回	1,595 / 1回
ビデオプロジェクター式（研修室1）	2,200 / 1回	1,100 / 1回
移動式プロジェクター式（研修室2・3）	1,100 / 1回	550 / 1回